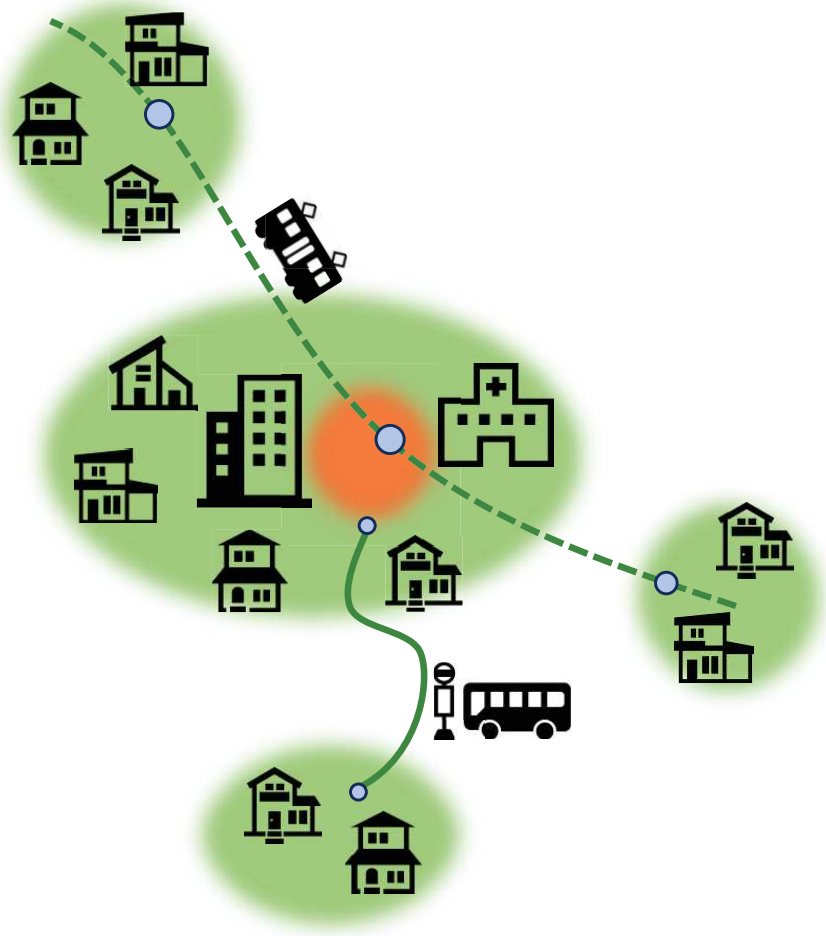


松阪市立地適正化計画



平成31年3月
松阪市



はじめに

「松阪市立地適正化計画」について

全国的に人口減少・少子高齢化の進行が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっています。誰もが暮らしやすく、都市の魅力を高め、持続可能な都市経営を行っていくために平成 26 年 8 月、「都市再生特別措置法」が改正され「立地適正化計画」が制度化されました。

立地適正化計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、公共交通のネットワーク形成とあわせ、居住機能や、医療、商業等のさまざまな都市機能を誘導することにより、持続可能な都市の実現を図る計画であります。また、この計画は都市計画マスタープランの高度化版とも位置づけされております。

このことから、松阪市立地適正化計画、松阪市都市計画マスタープランの策定を同時に進めてまいりました。

平成 28 年度から進めるにあたり、6 名の学識経験者などからアドバイスを頂き、副市長、関係部局長 10 名で構成する庁内検討委員会を 6 回、関係各課長 35 名で構成する庁内作業部会を 10 回開催するとともに、三重県など関係機関との調整も図りました。

平成 30 年 12 月には計画案に対する意見募集、市内 3 カ所での意見交換会を開催しました。また、平成 29 年 5 月に策定した「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画とも整合を図りながら進めてまいりました。

コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、中心市街地の活性化、公共交通ネットワークの強化を図り、20 年後の松阪市が若者、子育て世代や高齢者世代にも配慮した、誰もが暮らしやすい、魅力あるまちとなるよう皆さんとともにまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。



松阪市長

平成 31 年 3 月

西村 重明

目 次

序章 立地適正化計画について	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 立地適正化計画制度の概要	2
3. 松阪市都市計画マスタープランとの関係	3
4. 松阪市立地適正化計画の内容	4
 第1章 松阪市の現況	5
1. 市の概要	5
2. 人口	6
3. 土地利用	10
4. 交通	13
5. 市街地（人口集中地区の変遷）	16
6. 空き家	17
7. 財政	18
8. 住民ニーズ	19
 第2章 都市構造の分析と課題	28
1. 人口の分析	29
2. 土地利用の分析	39
3. 都市機能（生活サービス施設）の分析	44
4. 交通の分析	50
5. 都市構造評価	52
6. 解決すべき課題の抽出	53
 第3章 基本方針	56
 第4章 居住誘導区域	57
1. 居住誘導区域設定の基本的な考え方	57
2. 居住誘導区域の設定	66

第5章 都市機能誘導区域と誘導施設	68
1. 都市機能誘導区域設定の基本的な考え方	68
2. 都市機能誘導区域の設定方針	69
3. 都市機能誘導区域の設定	71
4. 誘導施設設定の基本的な考え方	72
5. 誘導施設の設定	76
第6章 立地適正化に関する施策・事業	77
1. 誘導施策	77
2. 公的不動産の活用	78
第7章 届出制度	79
1. 居住誘導区域外における届出の対象となる行為	79
2. 都市機能誘導区域外における届出の対象となる行為	80
第8章 数値目標と進行管理	81
1. 数値目標の設定と期待される効果	81
2. 計画の評価と見直し	83